

大野城市森林整備計画

計画期間 自 令和 7年 4月 1日
至 令和17年 3月31日

福 岡 県

大野城市

R 7 . 3 策 定

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
(1)	地域の目指すべき森林資源の姿	2
(2)	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	3
3	森林施業の合理化に関する基本方針	6
II	森林の整備に関する事項	6
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	6
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	9
1	人工造林に関する事項	9
(1)	人工造林の対象樹種	9
(2)	人工造林の標準的な方法	9
(3)	伐採跡地の人工造林をすべき期間	10
2	天然更新に関する事項	10
(1)	天然更新の対象樹種	10
(2)	天然更新の標準的な方法	11
(3)	伐採跡地の天然更新をすべき期間	11
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	12
(1)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	12
(2)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	12
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
(1)	造林の対象樹種	12
(2)	生育し得る最大の立木の本数	12
5	その他必要な事項	13

第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	13
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
2	保育の種類別の標準的な方法	15
3	その他必要な事項	16
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	16
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
(1)	水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	16
(2)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林など、水源涵養機能維持増進森林以外の森林	17
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	18
(1)	区域の設定	18
(2)	施業の方法	18
3	その他必要な事項	18
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	19
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	19
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模拡大を促進するための方策	19
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	19
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	19
5	その他必要な事項	20
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	20
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	20
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	20
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	20

4	その他必要な事項	20
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	21
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	21
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	21
3	作業路網の整備に関する事項	21
(1)	基幹路網に関する事項	21
(2)	細部路網に関する事項	22
4	その他必要な事項	22
第8	その他必要な事項	22
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	22
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	22
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	22
Ⅲ	森林の保護に関する事項	22
第1	鳥獣害の防止に関する事項	22
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
(1)	区域の設定	22
(2)	鳥獣害の防止の方法	23
2	その他必要な事項	23
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	23
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	23
(1)	森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	23
(2)	その他	23
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	23
3	林野火災の予防の方法	23

4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	24
5	その他必要な事項	24
	(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	24
	(2) その他	24
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	24
1	保健機能森林の区域	24
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	24
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	24
	(1) 森林保健施設の整備	24
	(2) 立木の期待平均樹高	24
4	その他必要な事項	24
V	その他森林の整備のために必要な事項	25
1	森林経営計画の作成に関する事項	25
	(1) 森林経営計画の記載の内容に関する事項	25
	(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域	25
2	生活環境の整備に関する事項	25
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	25
4	森林の総合利用の推進に関する事項	25
5	住民参加による森林の整備に関する事項	27
	(1) 地域住民参加による取組に関する事項	27
	(2) 上下流連携による取組に関する事項	27
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	27
7	その他必要な事項	27

別 表	28
別表1 公益的機能別施業森林の区域.....	28
別表2 公益的機能別施業森林の区域における森林施業の方法.....	32
参考資料	34
(1) 人口及び就業構造.....	34
(2) 土地利用.....	34
(3) 森林転用面積.....	35
(4) 森林資源の現況等.....	35
(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の 所在.....	37
(6) 市町村における林業の位置付け.....	40
(7) 林業関係の就業状況.....	41
(8) 林業機械等設置状況.....	41
(9) 林産物の生産概況.....	42
(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況.....	42
(11) その他必要なもの.....	42
付属資料	43
(1) 大野城市森林整備計画概要図.....	43
(2) 大野城市森林整備計画ゾーニング区分.....	44

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、福岡市の南、北緯 33° 29′ 東経 130° 29′ 付近に位置している。市域は南北に細長く、市の中央でくびれた「ひょうたん型」をしており、河川は御笠川と支流の牛頸川があり、それ以外に主な水路として川久保川、平田川及び牛頸川支流の平野川がある。市の中央部を東西に国道・県道や鉄道が横切り、北部と南部に住宅地や山林が広がっている。

本市の総面積は 2,689ha であり、うち森林面積は 999ha で総面積の 37% を占めている。計画対象民有林面積は、955ha で、そのうちスギを主体とした人工林の面積は 667ha であり、人工林率は 70% で、県平均とほぼ同じである。

北部は、金隈山、井野山、乙金山及び大城山を挟んで福岡市博多区、志免町、宇美町及び太宰府市と接している。この区域は、国の特別史跡である大野城跡の大野山（四王寺山）、大野城樹芸林、さくらの森及び福岡県立四王寺県民の森が整備されており、市民のいこいの場として利用されている。

また、福岡県は、「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康と捉え、一体的に守っていく「ワンヘルス」の考え方に基づき、事業を展開している。その中で、四王寺県民の森はワンヘルスの理解の促進と、心身の健康づくりのため、「ワンヘルスの森」として位置付けられた。

現在、ワンヘルスの理念を自然の中で実感できる森づくりが進められている。

南部は、九千部山から基山に連なる牛頸山塊の尾根により春日市、那珂川市、筑紫野市及び太宰府市と接している。この区域には、治水を目的とした牛頸ダムが平成 2 年に完成、また、「大野城市自然環境保護条例」に基づき、牛頸ダムの水源区域を緑地の保全・水源涵養等、森林の公益性を高めるため、平成 4 年に第 1 種自然環境保護区域を指定し、市による土地等の買い取り及び援助を進めることで、自然環境の保護に努めている。

本市は令和 3 年 2 月に「ゼロカーボンシティ大野城」を宣言し、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指している。二酸化炭素吸収源として森林への期待が高まる中、森林の有する公益的機能を高度に発揮させるための整備が求められている。

市民のいこいの場、ワンヘルス、水源涵養や二酸化炭素の吸収源などとして、森林は実に多面的な機能を有している。これらの機能を最大化させることは、市としての当然の責務である。

そのため、市は、林業経営体、森林保全活動団体、森林所有者等と十分に連携し、本計画に従い、より適切かつ計画的に森林整備及び保全の推進を実施していくものとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林資源の状況、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の発揮に対する要請、木材需要の動向及び、豪雨の増加等、自然環境の変化を総合的に勘案しつつ、森林の有する機能ごとに、その機能を高度に発揮するために望ましい森林の姿を次のとおりとする。

- ① 水源涵養機能^{かん} 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
- ② 山地災害防止機能
／土壌保全機能 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。
- ③ 快適環境形成機能 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。
→該当なし
- ④ 保健・レクリエーション機能 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
- ⑤ 文化機能 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

- ⑥ 生物多様性保全機能 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。
→該当なし
- ⑦ 木材等生産機能 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備及び保全の推進に当たっては、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林整備の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進することを基本とする。

なお、効率的な森林施業、花粉発生源対策の推進、森林の適正な管理経営、農山村地域の振興に欠くことのできない施設である林道等の路網を計画的に整備することとする。

また、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備を検討するとともに、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するため、森林GIS等の効果的な活用について検討を進める。

① 「水源涵養機能森林」の森林整備の基本的な考え方

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

また、立地条件や地域住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

② 「山地災害防止機能／土壌保全機能森林」の森林整備の基本的な考え方

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。

また、立地条件や地域住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

③ 「快適環境形成機能森林」の森林整備及び保全の基本的な考え方

地域住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び保全を推進する。

④ 「保健・レクリエーション機能森林」の森林整備及び保全の基本的な考え方

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

また、保健・レクリエーション機能向上のための保安林の指定やそ

の適切な管理を推進する。

⑤ 「文化機能森林」の森林整備及び保全の基本的な考え方

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、「牛頸須恵器窯跡整備活用計画」及び「大野城トレイル～自然と歴史の散策路～基本計画」等の史跡に関する計画に合わせた遊歩道等の整備、文化財や美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

⑥ 「生物多様性保全機能森林」の森林整備及び保全の基本的な考え方

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱かくらんにより常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

⑦ 「木材等生産機能森林」の森林整備及び保全の基本的な考え方

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能なものは、木材等生産機能の維持増進を図るために整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市には、林業従業者がいないため、県や近隣市町村等の関係者と一体となって森林施業の合理化を推進することとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

【表1】樹種別の立木の標準伐期齢

単位：年

地 域	樹				種			
	スギ	ヒノキ	マツ	スラッシュ マツ テーダマツ	その他 針葉樹	クヌギ	ザツ・ その他 広葉樹	アカシ ア類
大野 城市	35	40	30	20	30	10	15	8

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として森林施業、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すためのものではない。また、特定苗木等が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めるものとする。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の立木竹の伐採に当たっては、「第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」で定められる公益的機能別施業森林の区分に応じた適切な林齢、伐採方法（皆伐、択伐）、伐採面積、集材方法において計画的かつ効率的な伐採を推進することとする。加えて保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い伐採することとする。

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること。）を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること等を旨として、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材需要構造、森林資源の構成等を勘案して伐採範囲を定めるものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪であり、更新を確保するため

伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

この他、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法により実施するものとする。

なお、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、福岡地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮するとともに、伐採跡地が連続して20haを超えないものであることとし、適確な更新を図ることとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、伐採率は材積率で30%以下（伐採後の造林が植栽による場合は40%以下）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

3 その他必要な事項

ア 主伐時期の目安

収穫期に達した人工林は、森林の世代サイクルを回復させるため、以下の目安及び各林分の成長量や生産目標等を勘案した上で計画的に主伐を推進することとする。

県の標準的施業モデルによる試算では、一般材生産の場合、スギはおおむね55年生以上、ヒノキではおおむね50年生以上で、森林整備の継

続を経済面で支えることが期待できることから、この林齢を主伐時期の目安として定めるものとする。

【表2】 目安

樹 種	林 齢	生産目標	期待胸高直径 (cm)	期待樹高 (m)
スギ	55年生以上	一般材生産	31	23
ヒノキ	50年生以上	一般材生産	22~25	17

注) 標準的な成長量及び立地での、標準的施業モデルによる試算での目安であることに留意する。条件によっては主伐時期が前後する場合もある。

イ 被害木である等の理由により伐採を促進すべき林分の指針

制限林や特用林及び自家用林、試験研究の目的に供している森林以外で、風害等の気象災、病虫害等の被害を受けているもの又は受けやすいもので成長量が著しく低下した林分とすることとする。

ウ その他必要な事項

伐採跡地の林地残材及び枝葉等については積極的な活用を図り、またその整理については、土砂災害等の発生源とならないよう留意することとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

【表3】人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ・クヌギ・マツ・ケヤキ・ その他広葉樹	

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市と相談の上、適切な樹種を選択することとする。

なお、苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定苗木や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木を積極的に選択することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

【表4】人工造林の標準的な方法

樹種	植栽本数
スギ	1,500～3,000本/ha
ヒノキ	1,500～3,500本/ha
クヌギ	2,000本/ha以上
その他広葉樹等	3,000本/ha程度

注1) その他広葉樹等のうちセンダンについては、林業改良普及員等とも相談の上、既往の研究成果に基づき必要な保育を行い、森林の有する公益的機能の発揮が十分期待される場合に限り、400本/haを下限とすることができる。

注2) 複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽することとする。

また、定められた標準的な植栽の本数によらない範囲で植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市と相談の上、適切な植栽本数を決定することとする。

イ その他人工造林の方法

【表5】人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	雑草木を刈り払い、伐採木の枝条や刈り払った雑草木を斜面に一定間隔で整理する。なお、造林コストの縮減にもつながることから、主伐と造林の一体的な計画を進め、主伐作業と一体的な地ごしらえを積極的に実現するものとする。
植付けの方法	苗木の根が十分入る程度の大きさの植え穴を掘り、根をよく広げて埋め戻し、土と根が密着するように踏み固めて、丁寧に植栽するものとする。
植栽の時期	乾燥等気象条件を十分に考慮し、2～4月の間に植栽を行うものとする。なお、コンテナ苗については、寒冷地の冬季を除き、上記植栽時期以外でも高い活着率が見込め、専用の植栽器具を利用することで効率よく植栽を行うことができるため、積極的に利用するものとする。適地・適時期・適苗種に十分注意するものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の造成とともに林地の荒廃を防止するため、皆伐による伐採跡地で人工造林により更新を図るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。

ただし、択伐による伐採については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等から、主に天然力の活用により適確な更新が図られる場合は天然更新とする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、適地適木を主として、前生稚樹の生育状況や母樹の存在等の森林の現況、立地条件、周辺環境等を勘案し、針葉樹、ブナ科、ニレ科等の広葉樹及び先駆性樹種のうち中高木性の樹種であって、将来の森林の林冠を構成するもの、又は、遷移過程において中高木になりうる樹種とし、「福岡県天然更新完了判断基準」で定める樹種とする。このうち、ぼう芽による更新が可能な樹種は、コナラ、イヌブナ、ブナ、クリ、カスミザクラ、イタヤカエデ、イヌシデ、オオモミジ、アカシデ、ホオノキ、ミズナラ等である。

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新に当たって、天然下種更新による場合は、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、芽かき又は植込みを行うこととする。

ア 天然更新対象樹種の期待成立本数

【表6】天然更新対象樹種の期待成立本数及び更新すべき本数

期待成立本数 (本/ha)	更新すべき本数 (本/ha)
10,000 本	3,000 本

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

【表7】天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植 ^{そふしよく} の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の阻害されている箇所については、ササなどを刈り取る。
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新の際に発生する、ぼう芽枝の本数が多くなりすぎないように、ぼう芽が適正本数になった以降に発生した芽を摘み取る。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、「福岡県天然更新完了判断基準」で定める調査方法による現地調査を行うものとし、更新が完了していないと判断される場合は、植込み等の作業を行って更新の確保を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

なお、5年後において適確な更新がなされない場合には、その後2年以内に植栽により更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

以下の条件に1つでも該当する場合は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に該当するものとする。

【表8】植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域

森林の区域（以下の条件に1つでも該当する場合）
シカの生息密度が31頭/km ² 以上の地域にある森林（ただし、シカ防護柵設置や駆除等の適切な防除を行わない場合）
下層植生が少なく表土が流失した森林
病害虫の発生箇所や岩石地等、天然下種及びぼう芽による方法では、適確な更新が確保できない森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 該当なし

以下の場合、植栽によらなければ適確な更新は困難となる可能性があることから、天然更新を行う場合は、現地状況に十分注意すること。

○植栽によらなければ適確な更新が困難となる可能性のある森林の条件
以下の条件に1つでも該当する場合は、植栽によらなければ適確な更新が困難となる可能性がある。

- ・隣接広葉樹からの距離が100m以上離れている森林
- ・林齢40年生未満の森林
- ・放置竹林と隣接する森林

4 森林法第10条の9第4項の規定による伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

スギ・ヒノキ・クヌギ・マツ・ケヤキ等広葉樹

イ 天然更新の場合

「福岡県天然更新完了判断基準」で定める樹種

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の、伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新対象樹種が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haと定める。

なお、造林する場合は、樹高が草丈を超えている（双方の差が200cm以

上又は草丈の2倍以上の樹高)更新対象樹種を、この本数の10分の3を乗じた本数以上成立させること。

5 その他必要な事項

作業道での重機による踏み固めや表面浸食は、種子の発芽を妨げるほか、種子そのものの流出をもたらすため、天然更新を行う場合には、作業路網の配置や密度に十分に配慮すること。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、樹冠疎密度が10分の8以上にうっ閉した森林において行い、材積率で伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

【表9】 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐時期 (見込み林齢)							間伐の方法等
		1 回 目 (除伐)	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目	6 回 目	7 回 目	
スギ	1,500	—	35	50	65	80			間伐木の選定は、 林分構成の適正化を 図るよう、形成不良 木等に偏ることなく 行うこととする。
	2,000	—※	22	35	50	65	80		
	2,500	—	16	25	35	50	65	80	
	3,000	(12)	17	24	35	50	65	80	
ヒノキ	1,500	—※	18	27	38	49	60	80	間伐の間隔は、標 準伐期齢に達しない 森林については 10 年に 1 回、標準伐期 齢以上の森林につい ては 15 年に 1 回を 標準とし、現地の状 況を勘案して判断す ることとする。
	2,000								
	2,500								
	3,000	(13)	18	27	38	49	60	80	
	3,500								

※間伐時期（見込み林齢）における樹高等については福岡地域森林計画書（附）参考資料6その他（1）「施業方法別の施業体系」を標準とする。
※若齢級の初間伐については、列状間伐の導入に努めるものとする。

- 注1) 保安林にあつては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲で行うこと。
 注2) 1回目（除伐）の欄は、除伐作業に併せて本数調整を行う場合の見込み林齢を記載。
 注3) ※については、除伐は行うが、本数調整は行わない。

2 保育の種類別の標準的な方法

【表 10】 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的な方法
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
下刈り	スギ	1	1	1	1	1	1										植栽木が下草から抜け出るまで行う。実施時期は、6～8月の間に行うこととする。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1										
	クヌギ	1	1	1	1	1	1										
つる切り	スギ										2						下刈り終了後、つるの繁茂状況に応じて行う。実施時期は、6～8月の間に行うこととする。
	ヒノキ										2						
	クヌギ											2					
除伐	スギ										1						成長を阻害又は阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去するものとする。
	ヒノキ											1					
	クヌギ												1				

3 その他必要な事項

局所的な森林の生育状況の差異を踏まえ、間伐及び保育の標準的な方法では十分に目的を達成できないと見込まれる森林については、生育状況等を考慮し間伐及び保育の方法を決定するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林並びに保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の4区分に区域を定める。

区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障のないように森林施業の方法を定める。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

【水源涵養^{かん}機能維持増進森林】

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1（28ページ）のとおり定める。

イ 施業の方法

下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立木蓄積を維持し根茎の発達を促すため、伐期の長期化（標準伐期齢+10年以上）及び伐採面積の縮小・分散を図る（伐採後の更新未完了の面積が連続して20haを超えないこと）。

当該施業を行う森林の区域を別表2（32ページ）のとおり定める。

【表 11】 森林の伐期齢の下限

単位：年

区域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	マツ	スラッシュ マツ テーダマツ	その他 針葉樹	クヌギ	ザツ・ その他 広葉樹	アカシ ア類
大野 城市	45	50	40	30	40	20	25	18

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林など、水源涵養機能維持増進森林以外の森林

【山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林】

【快適環境形成機能維持増進森林】

【保健文化機能維持増進森林】

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表 1（28 ページ）のとおり定める。

イ 施業の方法

これらの公益的機能の維持増進を特に図るべき森林については、択伐による複層林施業を推進する。択伐による複層林施業は択伐率を 30%以下（材積率）として、維持材積を 70%以上確保するものとする。ただし、伐採後の造林を人工植栽による場合は、択伐率を 40%以下（材積率）として、下層木を除く立木の材積が収量比数 0.75 以上となる森林につき、伐採後の材積が収量比数 0.65 以下となるように伐採を行う。

それ以外の森林については、択伐以外の方法により複層林へと誘導することとする。

択伐以外の方法による複層林施業は伐採率を 70%以下として、維持材積を 5 割以上確保するものとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林については、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね 2 倍以上）を推進すべき森林とし、伐採に伴う裸地の縮小及び分散を図る（伐採後の更新未完了の面積が連続して 20ha を超えないこととする）。

なお、保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の広葉樹を育成する森林施業を推進する。

当該施業を行う森林の区域を別表 2（32 ページ）のとおり定める。

【表 12】長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

単位：年

区域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	マツ	スラッシュ マツ テーダマツ	その他 針葉樹	クヌギ	ザツ・ その他 広葉樹	アカシ ア類
大野 城市	70	80	60	40	60	20	30	18

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図る森林【木材生産機能維持増進森林】の区域については、材木の生育に適した森林、林道等の開設状況から効率的な森林施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林等、個々の森林の立地条件、森林の内容、地域要請等から見た一体的な森林整備の観点を踏まえて定める。

公益的機能別施業森林と重複する際には、その施業方法に準じることとする。

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表 1（30 ページ）のとおり定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた伐採方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、アカマツの天然下種更新やコウヨウザンのぼう芽更新、薪炭材やほだ木として利用するクヌギやコナラなどのぼう芽更新を行う森林を除き、原則として皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

3 その他必要な事項

クヌギやコナラなどを薪炭材やほだ木として利用する場合は、伐採適齢期で伐採できるものとする。ただし、森林の有する公益的機能の発揮に支障をきたさないよう早期に更新を図るものとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

林業経営体等へ伐採、造林、保育及び間伐等の森林施業の委託を促すことにより、計画的な森林施業を図ることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模拡大を促進するための方策

ア 森林施業を計画的、効率的に行うため、必要に応じて、市、林業経営体等が地区集会等を通して森林所有者に森林経営の受委託を働きかけ、また、市外に在住する森林所有者については、ダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の必要性について普及啓発し、林業経営参画の意欲拡大を図る。

イ 市内には森林の経営の受託を担う林業経営体等が存在しないが、林業経営体等と連携し、組合受託作業の合理化、効率化を支援する一方、施業の共同化による経営基盤の強化や、経営の多角化を通じた事業量の拡大による組織運営の安定化、近代化についても支援・協力していく。また、チェーンソーや刈払機等の基本研修及びプロセッサ等の高性能林業機械による材木集材などの高度な技術研修を実施し、技術者の育成にも支援・協力していく。併せて、異業種から林業への新規参入や女性労働者の活躍・定着等への取組を検討する。

ウ 施業の集約化に取り組む者がいる場合には、森林の経営の受託などに必要な情報の提供や助言、あっせんや地域協議会の開催による地域の合意形成等を行い、森林経営の委託の促進を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営受委託契約の締結により、長期的かつ安定的な森林経営を実現するため、森林経営の受託者が森林の育成権及び一部立木の処分権、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を森林所有者から委ねられるようにすること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、林業経営に至っていない森林については市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進

する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者数は383人で、その約73%は1ha未満の小規模森林所有者である。小規模な森林所有者が多い本市で、自己努力だけで伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難である。このため、施業実施の際には、共同化を促進し、合理的な林業経営を推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林所有者に対し、森林管理の必要性について普及啓発し、森林施業の共同化を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）は、全員により各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成して実施管理を行うこととし、施業は共同又は意欲ある林業経営体への委託により実施すること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。

ウ 共同作成者の一部が共同施業を遵守しないことにより、他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの基本的な考え方は以下の表のとおりとする。

【表 13】 林地の傾斜区分・搬出方法に応じた路網密度の水準、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの基本的な考え方

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35	75	110
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25	60	85
	架線系 作業システム	25	0	25
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15	45<35>	60<50>
	架線系 作業システム	15	5<0>	20<15>
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	10	0	10

注1) 「架線系作業システム」とは、林内に仮設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム

注2) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを仮設せず、車両系の林業機械で林内を移動しながら木材を集積、運搬するシステム

注3) 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網については、国が定める「林道規程」、県が定める「林業専

用道作設指針」に基づき、適切な規格・構造の路網整備を推進する。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成し適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

細部整備については、県が定める「森林作業道作設指針」に基づき、適切な規格・構造の路網整備を推進する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道が継続的に利用できるよう、適切に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

県の関係機関や近隣市町村等と連携し、ニホンジカの生息確認等の情報収集を行う。

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努める。

また、森林病虫害の防除等のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合は、伐採を促進する。

(2) その他

市、農林事務所、林業経営体、森林所有者等が連携し、被害対策や被害監視、防除を行い、早期発見及び早期駆除に努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

イノシシ等野生鳥獣による森林被害を防止するため、防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適宜実施する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

造林のための地ごしらえ、開墾準備、焼畑、森林病虫害のために火入れを行う場合は、市長の許可を必要とし、火入れを行う周囲1kmの森林所有者及び管理者に通知するものとする。また、火入れを行う際は、周囲の現況、防火の設備の計画、気象状況を勘案し、周囲に延焼のおそれのないように行うこととする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし

(2) その他

森林所有者等による森林の巡視を通じて、林野火災、風水害、病虫害、鳥獣害、その他の災害及び森林の汚染等の早期発見あるいは開発行為、施設の破損等の発見に努める。

特に、保安林及び森林レクリエーション地域並びに林野火災等の被害が多発するおそれのある地域を、森林保全のために重点的に巡視する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載の内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3、森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3、共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

【表14】森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
北・東区域	001、002、003、004、005、006、007、008、009、 010、011、012、013、014、015、017、018、019	231.73
南区域	021、022、023、024、026、027、028、029、030、 031、032、033、034、035、036、037、038、039、 040、041、042、043、044、045、046、047、048、 049、050、051、052	723.15

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

乙金地区は、福岡県立四王寺県民の森、大野城樹芸林及びさくらの森等が整備されている。また、市全体を眺望できる中腹には、大野城市総合公園施設がありスポーツ・レクリエーション活動の拠点となっている。

また、牛頸地区においても牛頸ダム周辺にいこいの森（中央公園・キャン

プ場等)が整備されている。

これらの地区には広葉樹の大径木が点在するなど優良な里山林が残されており、市民の憩いの場にもなっている。

また、本市では森林整備ボランティア活動が盛んであることから、この地区の里山林を保全するとともに市民と一体となった整備活動を推進する。

中地区の最終処分場周辺の山林には周回遊歩道が整備されている。韓人池側に並んでそびえる大木や、高地における豊かな眺望などが魅力となっている。

【表 15】森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対図番号
	位置	規 模	位置	規 模	
大野城さくらの森	乙金	4.60ha 便所 2			▽1
四王寺県民の森 (ワンヘルスの森) 大野城樹芸林	乙金	県民の森(大野城市内) 81ha うち樹芸林 34.95ha 東屋 3 駐車場 1			▽2
大野城総合公園 野外活動センター他	乙金	0.21ha テント 20 調理場 2 アスレチック遊具他			▽3
大野城いこいの森 キャンプ場他	牛頸	55.81ha ロッジ 15 テント 40 集会棟 1 便所 5 炊事棟 7 駐車場 1 他			▽4
中周回遊歩道	中	約 21ha			▽5

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

(公財) おおのじょう緑のトラスト協会を中心とした、おおのじょう緑のトラスト運動と連携し、市有林において市民参加型の森林整備を今後も推進する。

また、整理木等を使用した炭焼きや自然観察会、林業体験等を実施し、資源の循環利用や自然の大切さについて普及する。

市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの親しみを育むため、出前講座などまちづくり参加プログラムの中に森林・林業体験活動を組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

管理されていないと思われる森林の所有者に対して、森林経営管理の意向調査を行う。

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業の制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施することとする。

また、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、県と連携し、制度を厳正に運用する。

【別表1】 公益的機能別森林の区域

区分	森林の区域	面積 (ha)
<p>水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【水源涵養機能維持増進森林】</p>	<p>1 林班 3 林班 1～2・4～7・9～10・14・21～24・28・36・40～41 4 林班 4・6～11・13～15 5 林班 1-4～1-6・3～8・11～24・27・29～34・36～42 6 林班、7 林班 3～20 8～11 林班、14 林班 11～14 23 林班 1～2・4～18、22～23・28・30～41・43～50、52～54 24 林班 2・3-1・5～6・13・15・19～20・35～37 26 林班 3・6～7・9～11・13～17 28～31 林班、32 林班 1～5・6-1・6-7・7～8 34～35 林班 36 林班 3～9・11～13 38 林班 1～3・5～26 39 林班 4・5-1・6・8～26・30～31・33・35～37・39～40 40 林班 1～7・9～12・14～17・19～20・25～27・29～34、41～43 林班 45 林班 1～5・7～13・15・17～56 46 林班、47 林班 1・7～9、48 林班 49 林班 1～3・8～11・15～22・24-1・25・27-2～27-4・28-1・29～30・37・39～45 50 林班 1～3・6・8～10 51 林班 21～25・27・28-2～28-3・29～42・44～45、52 林班</p>	<p>690.08</p>

区分		森林の区域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林】	2 林班 6～9・11～16・20～23 3 林班 16・26・29～30・33～35 4 林班 3、5 林班 1-1・1-3・62～64、7 林班 22～28 17 林班 26 林班 1・2-1～2-2・8・12 36 林班 1～2・10・14、37 林班 39 林班 1～3・5-2～5-3 44 林班、45 林班 6・14・16 47 林班 2～5 49 林班 23・24-2・26・27-1・28-2・31・38 50 林班 4～5・7・12～14 51 林班 1～20・26・28-1・43	94.48
森林施業を推進すべき森林 その他水源涵養機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【快適環境形成機能維持増進森林】	→該当なし	
進森林以外の森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【保健文化機能維持増進森林】	3 林班 3・12 林班、13 林班、14 林班 1～10、15 林班 18 林班、21～22 林班 23 林班 24～27・29・42・51 24 林班 1・3-2・4・16～18・21～31 26 林班 4～5 27 林班、32 林班 6-2～6-6、33 林班、38 林班 4、39 林班 38 40 林班 8・13・18・21～24・28	170.32

区分	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【木材生産機能維持増進森林】	12 林班 6-2・6-4・6-10 13 林班 5-10・5-11・5-13・5-16 28 林班 29 林班 1-1～1-5・1-7～1-14・2-1～2-18 30 林班 1～2・3-2～3-7・4-2・6～10 32 林班 41 林班 2-1～2-5・2-7～2-8・2-10・3・5～11・14～18・20～28 42 林班 1～2・3-2～3-5・4・5-1・5-4～5-5・6-1～6-3・6-5・6-7・7～15・16-2 43 林班 45 林班 1～5・7～13・15・17～20・21-2～21-11・22～33・34-1・34-3・35～40・41-1・42-1・42-3・43～49・50-1・50-3・51～55・56 47 林班 1・7～9 48 林班 1～3・4-1・5～45・46-1・47～49 50 林班 1-1～1-11・2-1～2-4・3・6・8～10	388.12
うち、特に効率的な施業が可能な森林	12 林班 6-2・6-4・6-10 13 林班 5-10・5-11・5-13・5-16 28 林班 29 林班 1-1～1-5・1-7～1-14・2-1～2-18 30 林班 1～2・3-2～3-7・4-2・6～10 32 林班	388.12

		<p>41 林班 2-1 ~ 2-5 · 2-7 ~ 2-8 · 2-10 · 3 · 5 ~ 11 · 14 ~ 18 · 20 ~ 28</p> <p>42 林班 1 ~ 2 · 3-2 ~ 3-5 · 4 · 5-1 · 5-4 ~ 5-5 · 6-1 ~ 6-3 · 6-5 · 6-7 · 7 ~ 15 · 16-2</p> <p>43 林班</p> <p>45 林班 1 ~ 5 · 7 ~ 13 · 15 · 17 ~ 20 · 21-2 ~ 21-11 · 22 ~ 33 · 34-1 · 34-3 · 35 ~ 40 · 41-1 · 42-1 · 42-3 · 43 ~ 49 · 50-1 · 50-3 · 51 ~ 55 · 56</p> <p>47 林班 1 · 7 ~ 9</p> <p>48 林班 1 ~ 3 · 4-1 · 5 ~ 45 · 46-1 · 47 ~ 49</p> <p>50 林班 1-1 ~ 1-11 · 2-1 ~ 2-4 · 3 · 6 · 8 ~ 10</p>	
--	--	---	--

【別表2】 公益的機能別施業森林の区域における森林施業の方法

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【水源 ^{かん} 涵養機能維持増進森林】	伐期の延長を推進すべき森林	1 林班 3 林班 1～2・4～7・9～10・14・21～24・28・36・40～41 4 林班 4・6～11・13～15 5 林班 1-4～1-6・3～8・11～24・27・29～34・36～42 6 林班、7 林班 3～20 8～11 林班、14 林班 11～14 23 林班 1～2・4～18、22～23・28・30～41・43～50、52～54 24 林班 2・3-1・5～6・13・15・19～20・35～37 26 林班 3・6～7・9～11・13～17 28～31 林班、32 林班 1～5・6-1・6-7・7～8 34～35 林班 36 林班 3～9・11～13 38 林班 1～3・5～26 39 林班 4・5-1・6・8～26・30～31・33・35～37・39～40 40 林班 1～7・9～12・14～17・19～20・25～27・29～34、41～43 林班 45 林班 1～5・7～13・15・17～56 46 林班、47 林班 1・7～9、48 林班 49 林班 1～3・8～11・15～22・24-1・25・27-2～27-4・28-1・29～30・37・39～45 50 林班 1～3・6・8～10 51 林班 21～25・27・28-2～28-3・29～42・44～45、52 林班	690.08

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林 【山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林】 【快適環境形成機能維持増進森林】 【保健文化機能維持増進森林】	長伐期施業を推進すべき森林	2 林班 6～9・11～16・20～23 3 林班 3・16・26・29～30・33～35、4 林班 3 5 林班 1-1・1-3・62～64 7 林班 22～28 12 林班、13 林班、14 林班 1～10、15 林班、17 林班 18 林班 21～22 林班、23 林班 24～27・29・42・51 24 林班 1・3-2・4・16～18・21～31 26 林班 1・2-1～2-2・4～5・8・12 27 林班、32 林班 6-2～6-6、33 林班、36 林班 1～2・10・14 37 林班、38 林班 4 39 林班 1～3・5-2～5-3・38、40 林班 8・13・18・21～24・28、44 林班 45 林班 6・14・16 47 林班 2～5 49 林班 23・24-2・26・27-1・28-2・31・38 50 林班 4～5・7・12～14 51 林班 1～20・26・28-1・43	264.80
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く） 択伐による複層林施業を推進すべき森林	→該当なし
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	→該当なし	

参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総 数			0 ～ 1 4 歳			1 5 ～ 2 9 歳			3 0 ～ 4 4 歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	2010年	(100.0)	45,505	49,582	15,363	7,801	7,562	15,842	7,655	8,187	22,518	10,951	11,567
	2015年	(100.0)	47,711	51,814	15,767	8,036	7,731	15,417	7,501	7,916	22,399	10,929	11,470
	2020年	(100.0)	48,887	53,198	15,654	8,002	7,652	14,645	7,197	7,448	19,974	9,658	10,316
構成比 (%)	2010年	100.0	47.9	52.1	16.2	8.2	8.0	16.7	8.1	8.6	23.7	11.5	12.2
	2015年	100.0	47.9	52.1	15.9	8.1	7.8	15.5	7.5	8.0	22.5	11.0	11.5
	2020年	100.0	47.9	52.1	15.3	7.8	7.5	14.3	7.1	7.3	19.6	9.5	10.1
	年次	4 5 ～ 6 4 歳			6 5 歳 以 上								
		計	男	女	計	男	女						
実数 (人)	2010年	24,932	12,037	12,895	16,290	6,959	9,331						
	2015年	25,287	12,217	13,070	20,226	8,750	11,476						
	2020年	26,918	12,981	13,937	22,374	9,678	12,696						
構成比 (%)	2010年	26.3	12.7	13.6	17.1	7.3	9.8						
	2015年	25.4	12.3	13.1	20.3	8.8	11.5						
	2020年	26.4	12.7	13.7	21.9	9.5	12.4						

- (注) 1. 資料は国勢調査による
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査による
 3. 総数の計の()内には各年次の比率を記載
 4. 国勢調査時「不詳」とされたデータが存在(本表には表示せず)するため、人数・構成比の計が上記の計と相違することがある

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業		
実数 (人)	2010年	43,336	131	8	1	140	7,269	6	33,543
	2015年	45,405	146	5	4	155	8,253	5	34,528
	2020年	52,032	141	11	0	152	8,931	1	42,949
構成比 (%)	2010年	100.0	0.30	0.02	0.00	0.32	16.77		77.40
	2015年	100.0	0.32	0.01	0.01	0.34	18.18		76.04
	2020年	100.0	0.27	0.02	0.00	0.29	17.16		82.54

- (注) 1. 資料は国勢調査による
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査による
 3. 2020年、第2次産業における「うち木材・木製品製造業」の就業者数については、統計おおのじょう(2020年)の数値を記載

(2) 土地利用

	年次	総土地 面積	耕 地 面 積							草地面積	林 野 面 積			その他面積
			計	田	畑	樹 園 地					計	森林	原野	
						果樹園	茶園	桑園	園					
実数 (ha)	2010年	2,688	69	56	9	4	4	0	0	0	1,021	1,021	0	1,602
	2015年	2,689	41	32	7	2	2	0	0	0	1,014	1,014	0	1,634
	2020年	2,689	30	24	6	0	0	0	0	0	1,014	1,014	0	1,645
構成比 (%)		100.0	2.48	2.1	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	38.0	38.0	0.0	59.6
		100.0	1.59	1.2	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	37.7	37.7	0.0	60.8
		100.0	1.12	0.9	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.7	37.7	0.0	61.2

- (注) 1. 資料は農林業センサスによる
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査による
 3. 「林野面積」について調査が行われない年次については空欄とした
 4. 「草地面積」は、「永久牧草地」「採草地」「放牧地」の計とする。ただし、「山林のうち採草地、放牧地」は除く
 5. 構成比は、空欄のない最近年次について算出

(3) 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
1990年	5	0	4	0	0	0	1
2000年	13	0	0	0	0	0	13

- (注) 1. 資料は農林業センサスによる
 2. 年次は公表されている最近2回の調査年次による
 3. 本項目に関する調査は2005年を以て終了しているため、1990年及び2000年の統計データを記載

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積		立木			人工林率 (B/A)	
	面積 (A)	比率	計	人工林 (B)	天然林		
総数	954.88	100%	914.13	667.99	246.14	69.96%	
国有林	0.00	0	-	-	-	-	
公有林	計	515.22	53.96	502.65	393.61	109.04	76.40
	都道府県有林	38.43	4.02	38.43	34.89	3.54	90.79
	市町村有林	476.79	49.93	464.22	358.72	105.50	75.24
	財産区有林	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
私有林	439.66	46.04	411.48	274.38	137.10	62.41	

- (注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計した数値とする
 2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に () 書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする
 3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者 所有面積	不在(市町村)者の森林所有者面積		
				計	県内	県外
実数	2014年	531	264	267	244	23
	2019年	488.37	274.69	213.68	191.42	22.26
	2024年	439.66	240.76	198.90	179.17	19.73
構成比	2014年	100	49.7	50.3(100)	45.6(91.4)	4.3(8.6)
	2019年	100	56.25	43.75(100)	39.20(89.58)	4.56(10.42)
	2024年	100	54.76	45.24(100)	40.75(90.08)	4.49(9.92)

- (注) 1. 資料は福岡地域森林計画書(森林資源構成表)による
 2. 年次は公表されている最近3回の調査年次とする
 3. 構成比 () は、不在(市町村)者の森林所有者面積の県内、県外比率とする

③ 民有林の齢級別面積

単位 面積：ha

	総数	齢級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 以上
民有林計	914.13	14.18	5.02	0.86	13.78	33.71	9.12	28.64	18.20	46.99	28.21	715.42
人工林計	667.99	14.18	5.02	0.86	3.86	29.47	8.28	21.42	14.83	39.35	23.75	506.97
スギ	75.65					0.53	0.01	2.44	0.55	1.84	3.18	67.10
ヒノキ	551.16	11.82	5.02		1.63	9.77	2.50	18.98	14.05	36.46	20.57	430.36
その他	41.18	2.36		0.86	2.23	19.17	5.77	0.00	0.23	1.05	0.00	9.51
天然林計	246.14				9.92	4.24	0.84	7.22	3.37	7.64	4.46	208.45
(備考)												

(注) 資料は福岡地域森林計画書(森林資源構成表)による

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数					
～ 1ha	285	10～20ha	3	50～100ha		
1～ 5ha	80	20～30ha		100～500ha	1	
5～10ha	11	30～50ha	3	500ha以上		
					総数	383

(注) 資料は福岡地域森林計画書(森林資源構成表)による

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	6	14.199	
うち 林業専用道	-	-	

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	14	13,125	

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
		別紙

(注) 1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする

(注) 2. 森林の所在は林小班等により表示する

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在
大野城市

別紙

樹種	齡級	森林の所在
スギ	5	047-009-14
スギ	7	028-005-04
スギ	7	028-005-09
スギ	9	032-002-05
スギ	9	032-006-04
スギ	10	032-003-04
スギ	10	032-003-09
スギ	10	039-033-05
スギ	11	007-015-02
スギ	11	010-015-00
スギ	11	010-016-00
スギ	11	012-006-06
スギ	11	013-005-10
スギ	11	013-005-14
スギ	11	013-005-16
スギ	12	013-005-15
スギ	12	014-001-02
スギ	12	029-002-06
ヒノキ	5	029-002-13
ヒノキ	5	029-002-16
ヒノキ	5	044-001-10
ヒノキ	5	045-033-03
ヒノキ	5	045-043-02
ヒノキ	5	047-009-13
ヒノキ	7	028-003-01
ヒノキ	7	028-005-01
ヒノキ	7	028-005-03
ヒノキ	7	028-005-05
ヒノキ	7	028-005-06
ヒノキ	7	028-005-07
ヒノキ	7	028-005-08
ヒノキ	7	029-002-08
ヒノキ	7	029-002-10

樹種	齡級	森林の所在
ヒノキ	7	029-002-11
ヒノキ	7	046-011-04
ヒノキ	7	047-001-06
ヒノキ	8	039-033-04
ヒノキ	8	039-033-08
ヒノキ	8	044-001-05
ヒノキ	8	048-049-03
ヒノキ	8	048-049-04
ヒノキ	9	013-004-05
ヒノキ	9	030-009-04
ヒノキ	9	030-010-00
ヒノキ	9	032-002-01
ヒノキ	9	032-006-03
ヒノキ	9	032-006-06
ヒノキ	9	033-025-01
ヒノキ	9	035-016-02
ヒノキ	9	043-008-05
ヒノキ	9	050-001-01
ヒノキ	9	050-001-02
ヒノキ	9	050-001-03
ヒノキ	9	052-001-00
ヒノキ	10	029-001-02
ヒノキ	10	029-001-03
ヒノキ	10	030-003-02
ヒノキ	10	030-003-02
ヒノキ	10	032-003-03
ヒノキ	10	032-003-07
ヒノキ	10	032-003-10
ヒノキ	10	040-006-00
ヒノキ	10	040-012-03
ヒノキ	10	045-016-01
ヒノキ	10	048-045-01
ヒノキ	11	006-002-01
ヒノキ	11	010-017-01
ヒノキ	11	012-006-09

樹種	齡級	森林の所在
ヒノキ	11	012-007-04
ヒノキ	11	013-004-04
ヒノキ	11	013-004-06
ヒノキ	11	013-005-10
ヒノキ	11	013-005-16
ヒノキ	11	017-007-00
ヒノキ	11	041-022-01
ヒノキ	11	044-003-06
ヒノキ	11	044-010-01
ヒノキ	12	006-002-05
ヒノキ	12	009-023-00
ヒノキ	12	013-005-15
ヒノキ	12	014-001-02
ヒノキ	12	014-002-01
ヒノキ	12	029-002-04
ヒノキ	12	029-002-05
ヒノキ	12	029-002-07
ヒノキ	12	029-002-09
ヒノキ	12	032-006-02
ヒノキ	12	032-006-07
ヒノキ	12	038-012-00
ヒノキ	12	043-020-01
ヒノキ	12	044-001-01
ヒノキ	12	044-003-04
ヒノキ	12	044-005-03
ヒノキ	12	049-045-00

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額 (単位：100万円)

総生産額		261,978
内訳	第1次産業	43
	うち林業	-
	第2次産業	57,639
	うち木材・木製品製造業	-
	第3次産業	201,950
B+C/A		-

(注) 都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている情報に基づくもの。

② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

(2022年現在)

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	142	3,182	1,134,966
うち木材・木製品製造業 (B)	8	54	6,977
B/A	5.63%	1.70%	0.61%

- (注) 1. 資料は最近年の経済構造実態調査による
 2. 製造業には、林業が含まれない
 3. 木材、木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる

(7) 林業関係の就業状況

区 分	組合・事業者数	就業者数		備 考
		うち作業員数		
森 林 組 合				(名称：)
生 産 森 林 組 合				(名称：)
素 材 生 産 業				
製 材 業				
森 林 管 理 署				
合 計				

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
フェラーバンチャ							立木を伐倒、集積する自走式機械
スキッド							牽引式集材専用のトラクタ
プロセッサ							枝払い・玉切りする自走式機械
ハーベスタ							伐倒・枝払い・玉切りする自走機械
フォワーダ							積載式集材専用車両
タワーヤーダ							元柱を具備した自走式機械
スイングヤーダ							簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備する集材機械
その他の高性能林業機械							上記7機種以外の高性能林業機械
計							

- (注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する
 2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める

(9) 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	しいたけ		なめこ	たけのこ		木炭
				乾	生		加工	青果	
生産量	m	m ³	千本	kg	kg	kg	kg	kg	kg
生産額(百万)									

- (注) 1. 最近1年間の生産について記入する
 2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

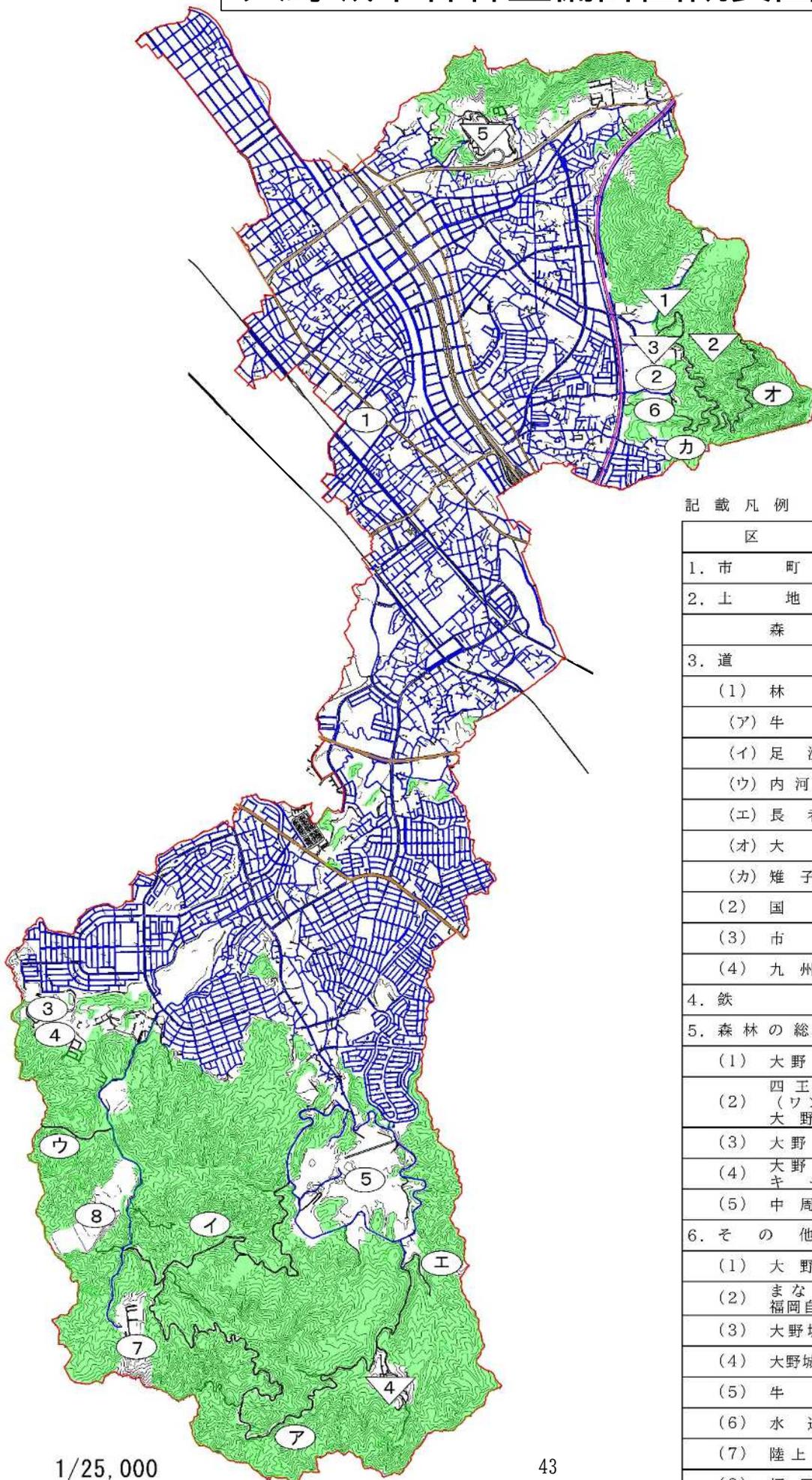
番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無

- (注) 計画策定時点の状況について記入する

(11) その他必要なもの

該当なし

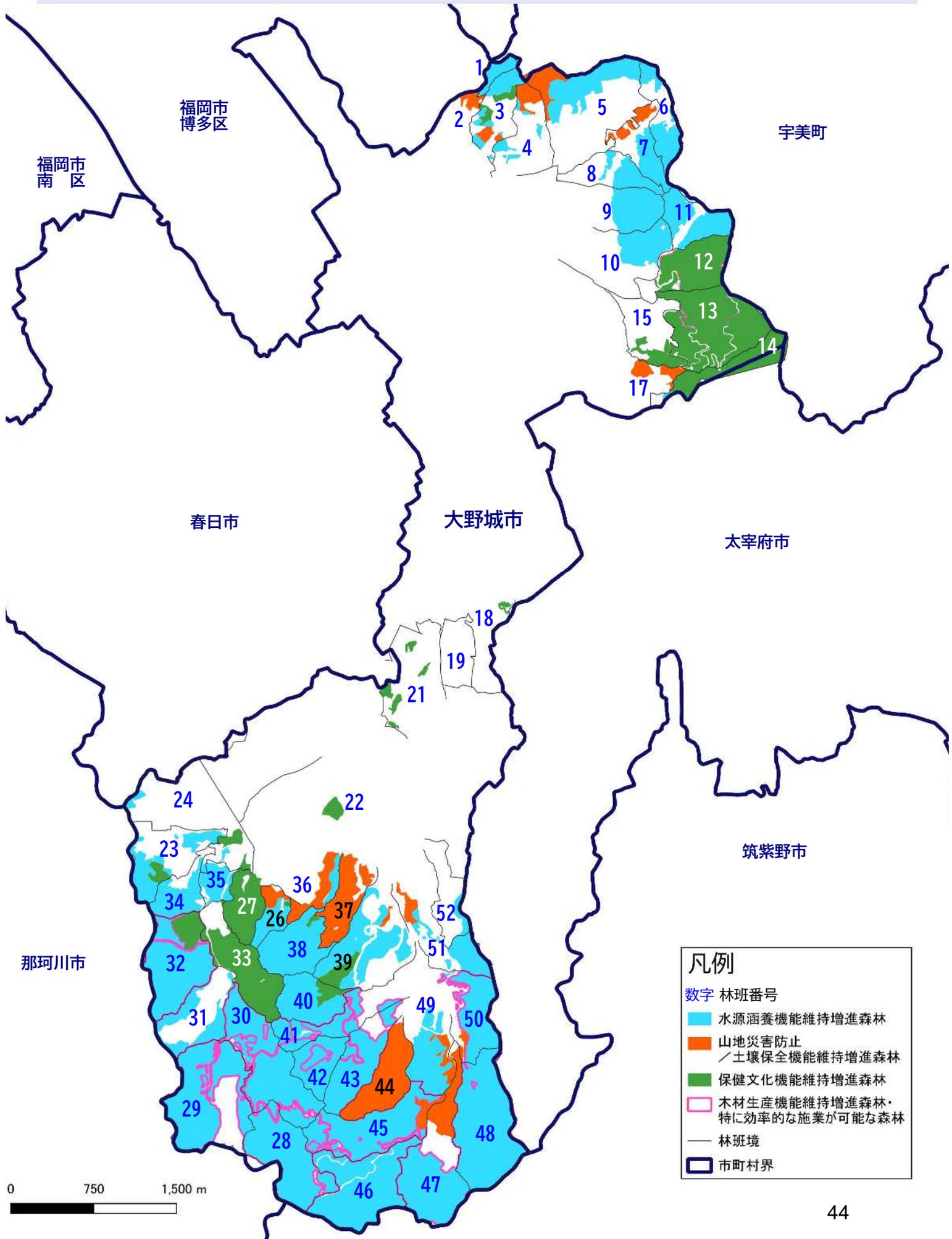
大野城市森林整備計画概要図



記載凡例

区分	色表	別示	及	び	方	法
1. 市町村境						○
2. 土地利用						
森林原野						■
3. 道						
(1) 林道						■
(ア) 牛頸林道						○ア
(イ) 足洗川林道						○イ
(ウ) 内河・石坂林道						○ウ
(エ) 長者原林道						○エ
(オ) 大城林道						○オ
(カ) 雉子ヶ尾林道						○カ
(2) 国道						■
(3) 市町村道						■
(4) 九州自動車道						■
4. 鉄道						■
5. 森林の総合利用施設						
(1) 大野城さくらの森						▽1
(2) 四王寺県民の森 (ワnhヘルスの森) 大野城樹芸林						▽2
(3) 大野城市総合公園						▽3
(4) 大野城いこいの森 キャンプ場						▽4
(5) 中周回遊歩道						▽5
6. その他の施設						
(1) 大野城市役所						○1
(2) まなびのやど福岡 福岡自治研修センター						○2
(3) 大野城市いこいの里						○3
(4) 大野城市環境衛生センター						○4
(5) 牛頸ダム						○5
(6) 水道配水池						○6
(7) 陸上自衛隊射撃場						○7
(8) 福岡中央霊園						○8

大野城市森林整備計画ゾーニング区分図



凡例

数字 林班番号

- 水源涵養機能維持増進森林
- 山地災害防止
／土壤保全機能維持増進森林
- 保健文化機能維持増進森林
- 木材生産機能維持増進森林・
特に効率的な施業が可能な森林
- 林班境
- 市町村界